

(第4案)

佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金制度要綱

第1 目的

佐賀県のもつ自然、文化、食といった観光資源を活かしたサイクルツーリズムを通じて、オープンエア佐賀をより一層発信し、県内の観光振興を促進するため、サイクルツーリズムを実施する事業者等に対し、佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

第2 補助対象事業区分、対象経費及び補助金額

補助対象事業区分、対象経費及び補助金額は以下の表のとおりとする。

区 分	対 象 経 費	補助金額
1. サイクリスト受入環境整備事業	<p>サイクルツーリズムを実施するため、以下の自転車の購入及び宿泊施設等におけるサイクリスト受入環境整備に要した経費のうち、委託料、需用費、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。</p> <p>同一事業者の申請は過年度含めて3回までとする。</p> <p>なお、申請に当たっては、2. 旅行商品造成事業を合わせて申請することを要する。</p> <p>以下は、参考例である。</p> <p>(1) クロスバイク (2) ロードバイク (3) e-bike（電動アシスト付きスポーツバイク） (4) ミニベロ (5) その他サイクルツーリズムに適した自転車及びアクセサリ (6) サイクリストを受け入れる環境を整えるための備品等（室内サイクルラック、自転車カバー等） (7) 自転車の貸出・メンテナンスに係る運営を外部に委託する場合の委託費（初年度のみ）</p>	60万円又は、補助に要した経費に2/3を乗じて得た額のいずれか低い方
2. 旅行商品造成事業	<p>サイクルツーリズムにより地域の観光振興を図ることを目的に、以下の商品造成、販売促進に要した経費のうち、委託料、報償費、需用費（直接関係のある消耗品、広報・印刷経費）、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。</p> <p>なお、サイクルツーリズムによる観光振興を促進するため、地域での消費、明確な販路の創出を目的としていることから、単なるレンタサイクルの利用を主たる目的とするもの（例とし</p>	90万円又は、補助に要した経費の2/3を乗じて得た額のいずれか低い方

(第4案)

	<p>て、ルート策定、マップ作成のみの事業などは含まない。</p> <p>また、既にある旅行商品を改善し、又は販路拡大のための情報発信等（デジタルマーケティング等を活用し、ターゲットに届く手法であること）に要する経費も対象とする。</p> <p>なお、旅行商品は、専門的なアドバイス等により造成すること。</p> <p>以下は、参考例である。</p> <p>(1) 自転車ガイドツアー</p> <p>(2) レンタサイクルに商品券等を追加したセット商品</p> <p>(3) 宿泊や日帰り（食）と自転車がセットになった旅行商品</p> <p>(4) その他知事が認めるもの</p> <p>※旅行商品を造成の際には、旅行業法を遵守すること。造成しようとする旅行商品に運送や宿泊のサービスが含まれる場合には、申請書に旅行業法の許可を得ていることが証明できる資料（登録通知の写し等）を添付すること。</p>	
3. サイクルツーリズムイベント事業	<p>イベントを通じて地域のサイクルツーリズムを県内外に発信することを目的に、イベント開催に要した経費のうち、委託料、報償費、需用費（直接関係のある消耗品、広報・印刷経費）、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。</p> <p>同様のイベントに対する補助は1回限りとする。</p> <p>なお、単発（単年度限り）のイベントではなく、継続的な事業の促進のために実施することを要する。</p>	100万円又は、補助に要した経費の2/3を乗じて得た額のいずれか低い方

第3 応募手続き及び提案事業の審査

補助金の対象となる事業は、次に定める書類を提出し、審査会により選定されたものとする。

- ・応募申請書（様式第1号）
- ・サイクルツーリズム事業計画書（別紙1）
- ・収支予算書（別紙2）

補助申請者1者あたりの申請は、1件までとする。

第4 交付申請手続き

補助金の交付を受けようとする補助申請者は、佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金交付要綱に基づき、交付申請の手続きを行うこと。

なお、申請書の内容に変更が生じる場合にも同様の手続きにより申請を行い、別に定めるところにより知事の承認を受けるものとする。

(第4案)

第5 実績報告書の提出

補助事業が完了した補助申請者は、補助金交付要綱に定めるところにより実績報告書を作成し、知事に提出するものとする。

第6 請求書の提出

補助金を請求する補助申請者は、補助金交付要綱に定めるところにより請求書を作成し、知事に提出するものとする。

第7 事業完了後の留意点

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。また、交付対象事業によって取得した財産の処分については、補助金交付要綱に定めるところにより事前に手続きが必要であるため、留意すること。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定めるものとする。

(第4案)

様式第1号

第 年 月 日
号

佐賀県知事 様

申請者

住 所

名 称

(ふりがな)

代表者名 (役職名・氏名)

生年月日 年 月 日

担当者名 (役職名・氏名)

電話番号

E-Mail

令和 年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金応募申請書

令和 年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金について、関係書類を添えて応募
します。

関係書類

- 1 サイクルツーリズム事業計画書 (別紙1)
- 2 収支予算書 (別紙2)
- 3 事業者の事業概要がわかる資料 (会社概要やパンフレット等)

応募申請書の提出にあたっては、誓約事項を確認の上、□にレを記入すること。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この事業計画書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助
金交付事業のために使用します。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

(第4案)

誓 約

私は、このたびの申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社もしくは共同事業者の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(案)

別紙1 (様式第1号)

サイクルツーリズム事業計画書

実 施 主 体	
申 請 者	
事 業 名	
事業目的及び 事業概要	(取組予定の事業内容について、背景や目的を踏まえて具体的に記載してください。また、事業に対する中長期的な展望についても記載してください。)
ターゲット	(想定している年代や客層、エリアや国籍など記載してください)
連携事業者 及び連携内容	(事業実施にあたり連携予定の事業者及び連携内容を記載してください。)
1	サイクルリスト受入環境整備事業 (内容)
	①導入バイク等 (導入バイクの種類、台数)
	② 受入環境整備 (環境整備の内容)

(案)

旅行商品造成事業（内容）	
① 実施場所	(〇〇市〇〇エリア)
② 具体的な取組内容	(補助事業を活用して取り組みたい事業内容について具体的に記載してください)
③ 販路の確保	(旅行商品販売の具体的な方法を記載してください)
④ 事業の継続のための取組	(事業を継続的に取り組むため、どのような工夫をしていきたいか記載してください)

2

(案)

サイクルツーリズムイベント事業 (内容)	
① 実施場所	(〇〇市〇〇エリア)
② 具体的な取組内容	(補助事業を活用して取り組みたい事業内容について具体的に記載してください)
3 ③ 募集方法	(イベントの周知や集客方法について具体的に記載してください)
④ 事業継続のための取組	(事業を継続的に取り組むため、どのような工夫をしていきたいか記載してください)